

令和3年度 第6回定例庁議 次第

日時：令和3年9月9日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

(1) 確定申告書作成・相談業務に伴う職員の協力依頼について（総務部）

(2) 連携中枢都市圏構想に係る取組について（総合政策部）

(3) 「地方再犯防止推進計画」の策定について（市民環境部）

4 その他

(1) 定例庁議予定日 10月14日（木）午後1時15分～ 本館3階302会議室

(2) 令和3年笛吹市議会第3回定例会 代表質問、一般質問答弁検討日程
9月13日（月）～16日（木） いずれも終日

5 閉会

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

		協議事項 ・ 報告事項	令和3年9月9日提出	
件名	確定申告書作成・相談業務に伴う 職員の協力依頼について	部局名	総務部	
概要	令和4年2月16日から3月15日にかけて実施される、確定申告書の作成・相談業務への協力を依頼する(資料1参照)。			
経過	<p>市で行っている確定申告の受付は、これまで、本庁及び各支所の合計7か所で行ってきた。職員の体制は、税務課市民税担当を各会場に配置し、約50人の応援職員及び会計年度任用職員の協力を得て対応している。</p> <p>確定申告期間は、2月中旬から3月中旬までのため、年度末の繁忙期と重なり、応援職員の業務に影響が出てしまうことが課題となっていた。</p>			
問題・課題	<p>1 時間帯によって稼働効率が低いことなども見受けられることから、受付会場の統合などにより、応援職員の削減を図る必要がある。</p> <p>2 一方で、申告受付見込数4,377件(直近3年の平均)を受け入れられる、職員数の設定としなければならない(資料2参照)。</p> <p>3 運転免許を持たない高齢者等は、統合した受付会場まで行くことが困難となるおそれがある。</p>			
対応策	<p>1 総務部以外の応援職員を7人削減などするものの、確定申告書の作成・相談業務に係る受付体制を確保するため、昨年度と同様の方法で、各部に職員協力を依頼したい。</p> <p>なお、受付会場を統合しても、比較的空いている午後の受付数の割合を上げることなどにより会場の効率的な運営ができ、申告受付見込数の受入れが可能である。(資料3参照)</p> <p>2 高齢者等の申告は住民税申告がほとんどであり、今までどおり各支所において住民税申告は実施していく。</p>			
協議結果	【協議事項了】			

R02年分(実績)

		協力人数	延べ日数
応援職員枠	総務課	3	9
	防災危機管理課	1	3
	管財課	2	6
	情報システム課	1	3
	総合政策部	3	9
	市民環境部(国保除く)・会計課	3	9
	保健福祉部(長寿介護課除く)	5	15
	建設部	2	6
	産業観光部・農業委員会	2	6
	公営企業部	2	6
	教育委員会	3	9
応援職員枠合計		27	81
特別枠	収税課	7	19
	国保課	6	15
	介護課	4	9
支所	一宮支所	1	8
	春日居支所	1	8
	御坂支所	1	8
	八代支所	1	8
	境川支所	1	8
	芦川支所	1	3
OB	OB	1	13
	OB	1	12
	OB	1	8
	OB	1	12
	OB	1	12
全体合計(A)		55	224

R03年分予定

		協力人数	延べ日数
応援職員枠	総務課	3	9
	防災危機管理課	1	3
	管財課	2	6
	総合政策部(情報システム含)	2	6
	市民環境部(国保除く)・会計課	2	6
	保健福祉部(長寿介護課除く)	3	9
	建設部	2	6
	産業観光部・農業委員会	2	6
	公営企業部	1	3
	教育委員会	2	6
応援職員枠合計		20	60
特別枠	収税課	7	19
	国保課	6	15
	介護課	4	9
支所	一宮支所	1	7
	春日居支所	1	7
	御坂支所	1	7
	八代支所	1	7
	境川支所	1	7
	芦川支所	1	2
OB	OB	1	9
	OB	1	9
	OB	1	9
	OB	1	8
	OB	1	8
全体合計(B)		48	183

- 1 全体合計(A)-全体合計(B)=協力人数7人削減(延べ日数41日減)
総務部以外の応援職員数を7人削減
- 2 各支所は、協力職員数に変更はないが、延べ日数を6日削減
- 3 OB枠は、協力者数に変更はないが、延べ日数を14日削減

確定申告受付件数について

1 確定申告受付件数（実績）

平成 30 年分	4,822 件
令和元年分	4,364 件
令和 2 年分	3,947 件
平均	<u>4,377 件</u>

2 受付会場の統合に伴う受付可能件数の試算

石和会場における、1 日当たりの最大受付件数の実績は 125 件となっている。1 日の受付時間が 6 時間、受付ブースが 8 ブースであることから、職員 1 人が 1 時間に受付可能件数は 2.6 件となる。

これをもとに、過去 3 か年の平均受付件数 4377 件を受け入れられる体制を整える必要がある。

受付可能件数の試算

石和会場

$8 \text{ ブース} \times 2.6 \text{ 件} \times 6 \text{ 時間} \times 20 \text{ 日} = 2,496 \text{ 件}$

支所会場（1 か所に統合）

$8 \text{ ブース} \times 2.6 \text{ 件} \times 6 \text{ 時間} \times 16 \text{ 日} = 1,996 \text{ 件}$

芦川会場

$2 \text{ ブース} \times 2.6 \text{ 件} \times 6 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日} = 62 \text{ 件}$

最大受付可能数 4,554 件

確定申告の受付会場及び受付日の日数等

現状（令和2年分）

	受付会場		受付日 の日数	会場ごとの ブース数
1	市民窓口館	1階101会議室	20	8
2	学びの杜みさか	講座教室	8	5
3	一宮支所	1階会議室	8	5
4	八代支所	1階会議室	8	5
5	境川坊ヶ峯 ふれあいセンター	会議室	8	4
6	春日居あぐり 情報ステーション	2階農業体験室	8	4
7	芦川支所		3	2

予定（令和3年分）

	受付会場		受付日 の日数	会場ごとの ブース数
1	市役所	市民窓口館1階 101会議室	20	8
2	学びの杜みさか	講座教室	16	8
3	芦川支所		2	2

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

		協議事項 ・ 報告事項	令和3年9月9日提出	
件名	連携中枢都市圏構想に係る取組について		部局名	総合政策部
概要	<p>連携中枢都市圏構想は、地方圏において指定都市又は中核市が近隣自治体と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的としている。</p> <p>中核市である甲府市が主導し、経済、社会、文化又は住民生活において密接な関係を有する9市1町（甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町）で、自治体間の連携について協議するための「県央自治体実務者会議」を設置し、検討を進めてきた。</p> <p>今後は、連携事業の具体化に向けた10の分野別分科会を設置し検討することとされている</p>			
経過	令和2年7月 第1回会議（これまでに7回の会議を開催）			
問題・課題	<p>1 連携中枢都市圏構想については、中核市と近隣自治体がそれぞれの議会議決を経た上で、連携の目的や基本方針、連携する取組などを規定した連携協約を締結する必要がある。</p> <p>2 市町村ごとに抱える課題は異なるため、分野別分科会に参加し本市の考えや必要とする事業などが反映されるようにする必要がある。</p>			
対応策	<p>1 令和4年3月の連携中枢都市圏の形成に向けた連携協約の締結を目指した、首長会議の設置に係る準備会を10月27日(水)に予定している。</p> <p>2 分野別分科会には、現在、広域観光分野と農業分野で参加しているが、他の8分科会にも参加する（担当者の選出を改めて関係課に依頼）。</p>			
協議結果	【協議事項了】			

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

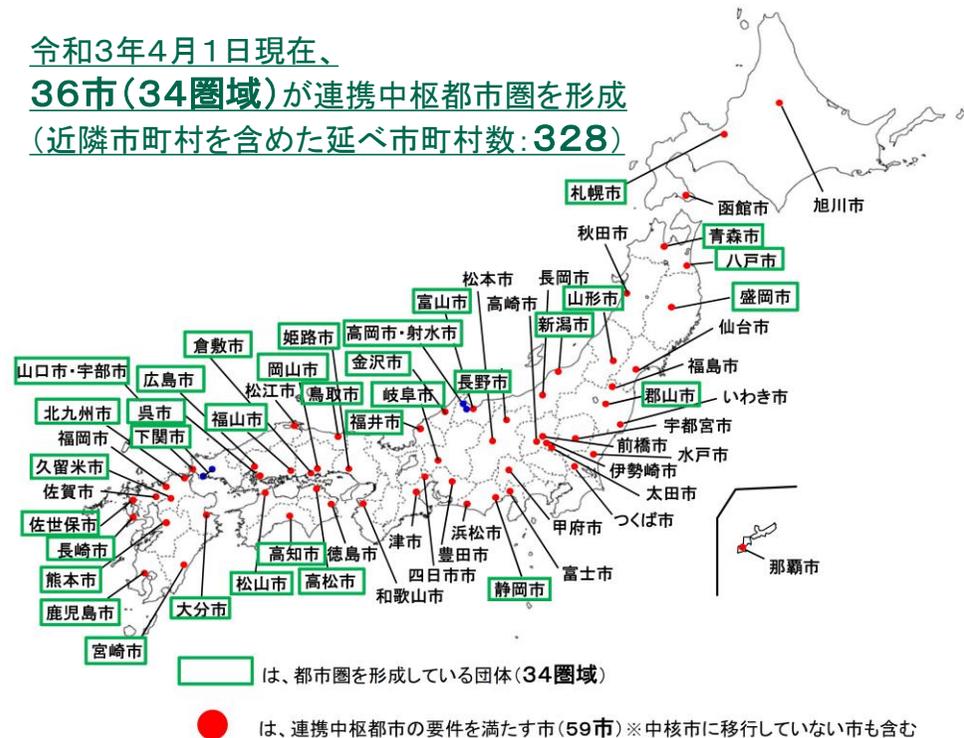


連携協約
の締結



都市圏ビジョン
の策定

令和3年4月1日現在、
36市(34圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:328)



【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

連携中枢都市圏について（概要）

1. 人口減少・少子高齢化が地方自治体へ及ぼす影響

- 人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小により、地方自治体の税収入は減少し、地方財政はますます厳しさを増すこととなり、様々な行政サービスへの影響が生じる
- 高齢化の進行から社会保障費が増加し、これまでの行政サービスの廃止や有料化も考えられ、結果として生活利便性の低下につながる。
- コロナ禍も加わった厳しい地方財政状況の中で、高度経済成長期に建設された公共施設や道路・橋などをはじめとするインフラの老朽化への対応も必要となる。
- 労働人口の減少により、職員の任用が困難となり、充足率の低下や組織力の低下を招く。

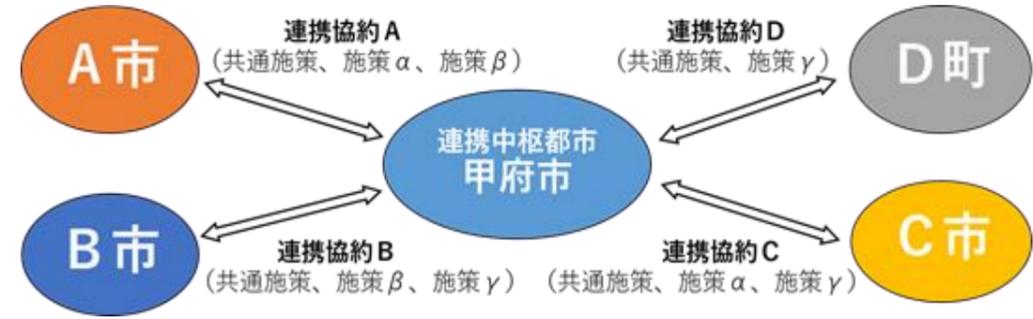
2. 活力ある地域社会・地域経済を維持していくためには

- 地域経済循環の促進による地域経済の活性化
地域内からの人や所得の流出を最小限にとどめ、地域外からの人や所得が流入する仕組みを構築し、地域経済の好循環を生み出すことが重要となる。
- 自治体間連携による効率的な行財政運営と住民サービスの維持・向上
近隣の自治体と連携協力して互いに補完し合い、連携によるスケールメリットを活かして効率的な行財政運営に取り組み、住民サービスの維持・向上を図ることが重要となる。

3. 連携中枢都市圏構想とは

- 「連携中枢都市圏構想」は、圏域の中心都市（連携中枢都市）が、近隣自治体（連携自治体）と連携し、圏域全体の「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」を図り、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するものである。
- 連携中枢都市圏構想推進要綱上必要となる手続き
 - ①連携中枢都市宣言…連携中枢都市が「連携中枢都市宣言書」を作成し、公表する。
 - ②連携協約の締結…連携中枢都市と連携自治体がそれぞれの議会の議決を経たうえ、連携協約を1対1で締結する。
 - ③連携中枢都市圏ビジョン懇談会の設置…連携中枢都市圏ビジョンの策定に際し、広く関係者の意見を反映する協議の場として、連携中枢都市が設置する。
 - ④連携中枢都市圏ビジョンの策定・公表…連携中枢都市圏の中長期的な将来像や、推進する具体的な取組などを記載した「連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、公表する。

- 連携協約による連携のイメージ
甲府市と各自治体が1対1で締結。共通施策のほか個別施策も柔軟に盛り込める。



4. 連携中枢都市圏の形成に係る国の財政支援措置

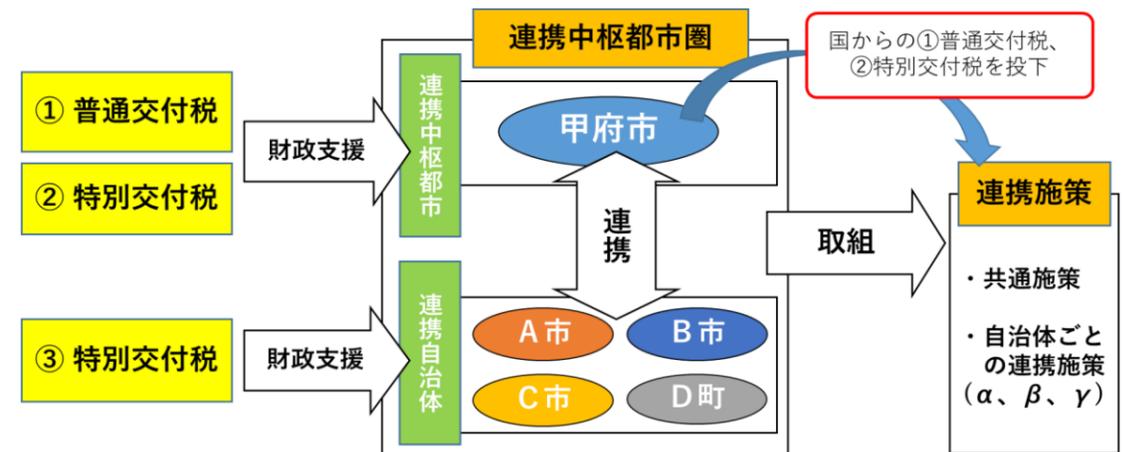
- 包括的財政措置

連携中枢都市の取組に対して

- ①【普通交付税措置】
「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置
※圏域の人口に応じて算定、圏域人口が60万人の場合、年間約1.9億円（令和2年度基準）
- ②【特別交付税措置】
「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置
※年間1.2億円を基本として連携市町村の数、人口、面積から上限額を設定し、事業費を勘案して算定（事業費の8割）

連携自治体の取組に対して

- ③【特別交付税措置】
「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」、「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置
※1市町村あたり年間1,800万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定（事業費の8割）



その他

- 外部人材の活用に対する財政措置（圏域外における専門性を有する人材の活用）
- 個別の施策分野における財政措置（病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置）等

持続可能な圏域の形成を目指して

連携施策(案)

連携分野

圏域における
●強み・△弱み・■外的要因

連携施策の方向性

事業化

期待される効果

①経済成長のけん引
(普通交付税対象)

(1) 広域観光分野

- ブドウ、モモ、ワイン等の特産品
- 宝石研磨等の地場産業
- 日本遺産
- 東京圏からのアクセスのよさ
- 歴史的・文化的観光資源
- 山岳等の自然観光資源
- 甲府市と静岡市との連携
- △観光客の滞在時間の短さ
- △観光消費金額の低さ
- △体験型観光やアクティビティの不足
- △効果的なPRの不足
- 中部横断自動車道の開通
- リニア中央新幹線の開業
- コロナ禍による移動の制限
- 日本人観光客・インバウンドの減少

- 中部横断自動車道と甲府市・静岡市の連携を活かした広域観光連携軸の構築
- 圏域全体での効率的・効果的な観光プロモーション
- 圏域内の施設を利用した大規模会議・大会などの誘致
- 各自治体の観光・文化資源を組み合わせた圏域観光の長期滞在化や教育旅行(団体旅行)の誘致
- 単一自治体では実施困難なテーマ・観光資源に焦点を充てた新たな観光需要の創出
- ウィズコロナ時代の県外移動の自粛を踏まえた、地元観光促進
- アフターコロナを見据えたインバウンド向けの効果的な観光PRの実施

- 各自治体が有する観光資源を結ぶことで圏域での長期滞在化による観光消費の増大が図られる。
- 圏域全体での観光プロモーションにより、単一自治体ではできないバリエーション豊富なサービス・メニューの提供などがPRできる。
- ウィズコロナ時代における「旅の地産地消」として「マイクロツーリズム(地元観光)」による観光消費増大と地域再発見が図られる。
- 教育旅行(団体旅行)の誘致による平日の観光消費拡大が図られる。

①経済成長のけん引
(普通交付税対象)

(2) 農業分野

- 国内生産量一位のブドウ、モモ、スモモ、ワインなど
- 特産品の豊富さ(サクランボ、米、トウモロコシなど)
- 東京圏からのアクセスのよさ
- 甲府市と静岡市との連携
- △農業の担い手不足
- △特産品のPR不足
- 移住・就農希望者の増加
- オンライン販売の普及
- 情報発信ツールの多様化
- コロナ禍での地方への関心増
- デジタル化の機運の高まり

- 直売所の地産地消や都市・農村交流の場としての発展促進
- 圏域特産農産物の都内アンテナショップ等からの情報発信
- 新規就農者の定着、移住・定住の促進に向けた取組の推進
- 離農・規模縮小による農地の受け手の労働力の確保
- 地域経済の裾野の拡大に向けた地域ブランド育成のための取組やPR
- 静岡市との連携を活用した静岡市内での物産展の展開
- アフターコロナを見据えた農業・観光連携
- 農業後継者の確保と遊休農地の縮減に向けた広域的な取組

- 域内直売所の魅力発信と回遊促進により消費拡大・販売増につなげる。
- 農業体験等を通じた新規就農者の受入体制を確立することで新規就農者の確保と遊休農地の減少が図られる。
- 東京圏からの近接性を活かし、農業体験等を通じた2地域居住等の促進につなげる。
- 農作業繁忙期の人手不足を解消するための人材マッチングの仕組みを構築し、圏域内の働き手の確保と就農へのきっかけ作りが図られる。

③生活関連機能
サービスの向上
(特別交付税対象)

(3) 圏域マネジメント 分野 (人材育成・派遣)

- 国や県への職員派遣や自治体間の職員交流の実績
- △地方公務員の成り手の不足
- △専門職の不足
- 複雑化・高度化する行政ニーズへの対応と人材育成の必要性
- 技術職派遣への国の財政支援
- 国によるIT人材共同雇用の仕組みの整備

- 国の財政支援を活用した技術職員の派遣
- 若手職員を中心とした職員交流
- 専門職の人事交流による弱みの補完
- オンライン研修を活用した合同職員研修による人材育成
- 専門職の合同研修による人材育成

- 職員交流や職員合同研修などを行うことにより、職員の人材育成・スキルアップを図ることができる。
- 不足する技術職員・専門職員の交流や派遣により人的資源の有効活用を図ることができる。

(4) その他の 連携分野

②高次都市機能の集積・強化

○リニア開通による広域交流拠点の形成に向けた協議

③生活関連機能サービスの向上

- a.生活機能の強化に係る政策分野
- b.結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- c.圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

- ①災害対策のための相互協力事業の検討
- ②CO2排出削減によるゼロカーボンに向けた協議
- ③在宅医療・介護連携に係る協議
- ④甲府市消費生活センターの広域的展開
- ⑤移住定住・Uターン・Iターンへの促進に向けた協議
- ⑥ふるさと納税を活用した相互協力に係る協議
- ⑦ICTを活用した行政情報システムの広域共同化に向けた協議 など

このほか、将来的には、今後起こりうる様々な課題について協議する中で、共通課題を解消し、住民サービスの向上と行政運営の効率化を目指していく。

今後設置する分野別「分科会」において協議し、連携事業の具体化を図る。

連携事業の具体化に向けた分野別分科会について

分科会の目的

◎令和4年度以降に取り組んでいく連携事業の具体化を行う。

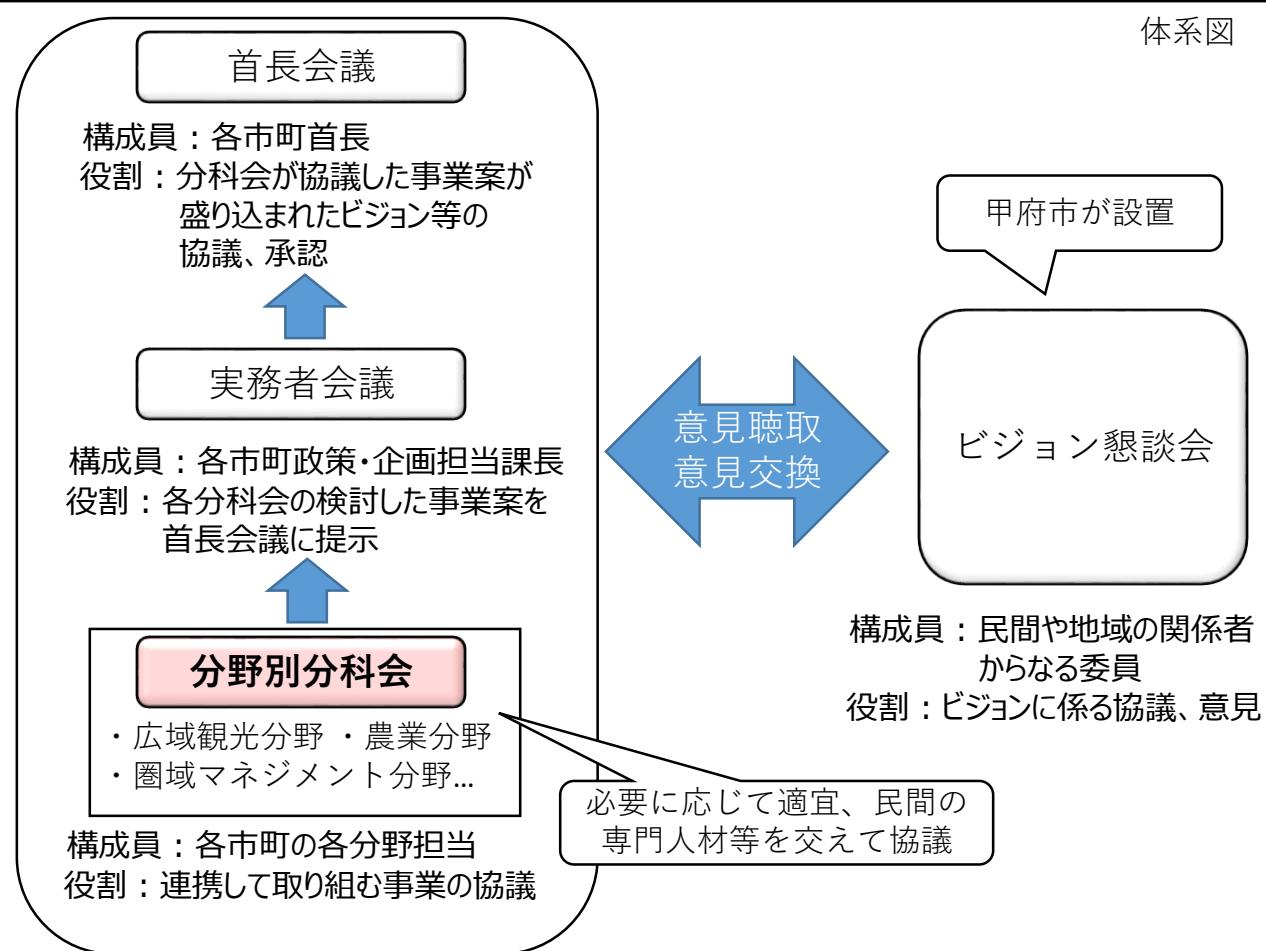
分科会で協議する内容

- ・連携事業の検討、すり合わせ
- ・事業に参加する市町・役割分担の決定
- ・事業費の精査、予算化
- ・成果指標（K P I）の検討・設定

分科会のスケジュール

- 8月：分科会（広域観光分野・農業分野等）の開設、連携事業の詳細検討
- 9月：連携事業の詳細検討（首長準備会での提示に向けた整理）
- 10月：予算化の検討、K P Iの設定（第1回ビジョン懇談会での提示に向けた整理）
- 11月：ビジョン懇談会に諮り、必要に応じて再協議
- 12月：首長会議に諮り、必要に応じて再協議
- 1月～：随時協議継続、次年度以降に向けた検討

分科会体系・構成員



分科会実施の全体的な流れ

◎分科会開催フロー

① 令和3年度は、分科会にて甲府市の事業担当課より連携事業案を提示



② 分科会にて連携事業の仕組み等、詳細を協議、検討



③ 内容について、各自治体がそれぞれ持ち帰って協議



④ ②と③を繰り返し、事業内容を確定



⑤ 分科会にて予算化する事業費と目標値となる成果指標を協議



⑥ 連携中枢都市圏ビジョンに記載する内容を整理し、自治体連携課へ提出



⑦ 令和4年度以降についても継続して協議・検討

分科会の具体的な進め方

- 各分野ごとに連携事業について協議する場とする。
- 座長は甲府市が務め、各自治体の係長級および主任級を構成員とする。
- 令和3年度は主に甲府市が事業案を提示し、それについて検討する。
- 協議する中で、新たな事業の提案、新たな分科会の設立の必要性等が生じた場合は随時協議する。
- 円滑な会議進行のため、甲府市担当課は議事要旨として主な検討事項を記録する。

協議結果のとりまとめ

甲府市担当課は分科会で協議した事業の内容等については、事業概要等を整理して自治体連携課へ提出する。

提出のタイミングは次のとおり

- ・9月中旬・・・首長準備会にて提示するため(事業費および成果指標を除く)
- ・10月下旬・・・第1回ビジョン懇談会に提示するため(事業費および成果指標を含む)
- ・1月上旬・・・第2回ビジョン懇談会等に提示するため

※協議を続ける中での修正等は随時行う。

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

		協議事項・報告事項	令和3年9月9日提出	
件名	「地方再犯防止推進計画」の策定について		部局名	市民環境部
概要	<p>国は、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていることから、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を公布、施行した。</p> <p>この法律では、施策を実施する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体に対しても地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。</p> <p>については、国、県の計画を踏まえ、計画期間を5年とする笛吹市再犯防止推進計画を策定する。</p>			
経過	<p>令和元年12月 国が再犯防止推進計画を策定</p> <p>令和2年3月 県が山梨県再犯防止推進計画を策定</p> <p>令和3年4月 笛吹保護区保護司会から計画策定の要望</p>			
問題・課題	<p>再犯防止施策は、就労、住居、保険医療、福祉等多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難である。</p>			
対応策	<p>計画の策定に当たっては、庁内横断的な部会を設け、検討する。</p> <p>今後のスケジュール</p> <p>令和4年2月 パブリックコメント</p> <p>令和4年3月 計画策定</p>			
協議結果	【協議事項了】			

土岐市再犯防止推進計画

令和2年10月
土岐市

はじめに



犯罪を未然に防ぐことは、安全に安心して暮らすことができる社会の実現には不可欠なことであります。また、再犯を防止することも、私たちが考えていかなければならない重要な課題であります。

罪を犯した人の中には、高齢、障がい、生活困窮といったさまざまな問題を抱えている場合もあり、そのような人が円滑に社会復帰できるような施策や取組が、再犯防止には大切であります。

平成28年12月に成立、施行されました「再犯の防止等の推進に関する法律」では、再犯防止の施策等を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されました。

そこでこのたび、「土岐市再犯防止推進計画」を策定し、本市の施策や取組の方向性を明らかにしました。

この計画に基づき、関係団体との連携を強化するとともに、再犯防止の施策を推進することで、市民の皆様が犯罪の被害を受けることのない、安全に安心して暮らすことができる社会の実現に繋げてまいりたいと考えております。

市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年10月

土岐市長 加藤 淳司

<目次>

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画に基づく再犯防止施策の対象者・・・・・・・・ 1

第2章 犯罪情勢等について

- 1 岐阜県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率・・・・ 2
- 2 新受刑者中の再入者数及び再入者率
(犯行時居住地が岐阜県の者)・・・・・・・・ 2
- 3 刑法犯認知(発生地主義)状況・・・・・・・・ 2

第3章 計画の基本方針 3

第4章 再犯防止推進の施策

- 基本方針1 支援機関との連携強化・・・・・・・・ 3
- 基本方針2 支援制度の活用促進・・・・・・・・ 5
- 基本方針3 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・ 10
- 基本方針4 その他の施策・・・・・・・・ 11

第5章 計画の推進体制 12

参 考

- 再犯の防止等の推進に関する法律
(平成28年12月14日号外法律第104号 抜粋)・・・・・・・・ 13

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

近年、県内における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合が概ね40%台で推移しており、再犯防止対策は極めて重要な治安課題となっています。満期釈放者を始め、犯罪をした者等は、立ち直りに向けた様々な課題を抱えており、刑事手続終了後も息の長い支援が必要です。そこで国、地方公共団体及び民間協力者の緊密な連携の下、再犯防止対策を推進していくことが肝要であることから、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国では平成29年に、同法を受け「再犯防止推進計画」が策定されました。岐阜県においても、平成30年3月に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定されました。

そこで、本市においても「土岐市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と社会の構成員として受け入れることの市民理解の促進を図ることで、誰一人取り残さない安全で安心なやさしいまちづくりを目指すことを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画です。

3 計画期間

本計画は、令和2年10月から令和7年9月までの5年間を計画期間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や国・県の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者を指します。

第2章 犯罪情勢等について

1 岐阜県内の刑法犯検挙者数中の再犯者数及び再犯者率

	刑法犯検挙者数（人）		
	再犯者数（人）	再犯者率（％）	
平成25年	3,128	1,361	43.5
平成26年	3,067	1,279	41.7
平成27年	2,990	1,298	43.4
平成28年	2,845	1,243	43.7
平成29年	2,775	1,204	43.4
平成30年	2,848	1,243	43.6
令和元年	3,038	1,211	39.9

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

～岐阜県再犯防止推進計画ほか より～

2 新受刑者中の再入者数及び再入者率

（犯行時居住地が岐阜県の者）

	新受刑者数（人）		
	再入者数（人）	再入者率（％）	
平成28年	183	98	53.6
平成29年	180	93	51.7
平成30年	173	98	56.6
令和元年	160	89	55.6

※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいう。

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが二度以上の者をいう。

※「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

～名古屋矯正管区 より～

3 刑法犯認知（発生地主義）状況

岐阜県における刑法犯の認知件数、土岐市における刑法犯の認知件数は、ともに年々減少しています。

	平成29年	平成30年	令和元年
岐阜県の認知件数（総数）	14,897	13,232	12,857
うち土岐市の認知件数	370	292	261
土岐市の割合（％）	2.5	2.2	2.0

～岐阜県警察 犯罪統計より～

第3章 計画の基本方針

国の再犯防止推進計画や岐阜県再犯防止推進計画などを勘案し、以下の項目を計画の基本方針とし、関係機関などと連携を図りながら取り組んでいきます。

【基本方針】

- 1 支援機関との連携強化
- 2 支援制度の活用促進
- 3 広報・啓発活動の推進
- 4 その他の施策

第4章 再犯防止推進の施策

【基本方針1】 支援機関との連携強化

● 現状認識と課題 ●

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、岐阜保護観察所（※1）や名古屋矯正管区（※2）といった国の機関や岐阜県が設置している公的機関のほか、土岐保護区保護司会（※3）（以下「保護司会」という）などの民間ボランティア団体との連携をさらに強化していく必要があります。

特に、本市における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司会、土岐地区更生保護女性会（※4）、土岐地区BBS会（※5）

※1 岐阜保護観察所…犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった者、保護観察付刑執行猶予となった者に対して、保護観察を行う法務省の機関です。更生保護及び医療観察の実施機関として、保護観察、生活環境の調整などの事務を行っています。

※2 名古屋矯正管区…法務省の地方支分部局として、管轄区域（富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県）にある刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所の適正な管理運営を図るため、指導監督調整等を実施している機関です。

※3 土岐保護区保護司会…保護司は、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。土岐保護区保護司会は、犯罪をした者等が社会復帰をしたとき、速やかに社会生活を営めるように住居や就職先の調整、相談等を行っています。

※4 土岐地区更生保護女性会…更生保護に関する広報活動、地域の犯罪予防活動、犯罪をした者等の更生支援活動に協力する女性ボランティア団体です。

※5 土岐地区BBS会…BBS (Big Brothers and Sisters Movement)は、「兄」や「姉」のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長していくことを支援する青年ボランティア団体です。土岐市では、平成22年10月に高校生たちによる「土岐地区BBS、Jr」が、平成25年3月には「土岐地区BBS会」が結成されています。

等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきました。

しかし、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、再犯の防止等に関する活動を促進する民間ボランティアの人材の安定的確保が難しくなっています。

また、自立が困難な矯正施設出所者等の円滑な社会復帰のためには、岐阜県地域生活定着支援センター（※6）、岐阜県に所在する矯正施設（※7）、岐阜保護観察所が連携し、矯正施設出所後、速やかに福祉サービス等を受けることができるようにする必要があります。

さらには、非行少年の自立や立ち直りのためには、学校と保護司会、岐阜保護観察所等が緊密に連携していく必要があります。

● 市の取組 ●

1 保護司会との連携強化

（担当：まちづくり推進課）

保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。保護司会が運営する土岐更生保護サポートセンターは、保護司をはじめとした更生保護ボランティアの地域における活動拠点として、平成24年に市役所の施設内に設置されています。

このことにより、地域全体の更生保護への関心が高まり、地域住民が相談に訪れるようになったとともに、関係する機関との交流や情報交換の活発化が図られています。

こうした保護司会の活動に伴い、犯罪をした者等の社会復帰の支援や犯罪予防活動のための幅広い活動を行う土岐地区更生保護女性会、土岐地区BBS会を立ち上げるなど、県内においても先進的な取組がなされているところです。

市は保護司会の活動が促進されるよう、人材確保のために保護司会が開催する保護司候補者情報連絡協議会において、保護司の適任者の推薦をするなどの協力とともに、さらなる連携強化を図ります。

2 公的機関等との連携強化

（担当：まちづくり推進課）

自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるように、岐阜保護観察所、名古屋矯正管区、岐阜県に所在する矯正施設、岐阜県地域生活定着支援センターといった公的機関等との連携強化を図ります。また、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、情報共有を行います。

※6 岐阜県地域生活定着支援センター…福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した者などが、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

※7 矯正施設…刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を指します。

3 福祉関係機関との連携強化

(担当：福祉課、高齢介護課)

犯罪をした者等が保健医療・福祉サービスを受けることが必要となったときは、必要に応じて市内の地域包括支援センター、土岐市社会福祉協議会などの福祉関係機関へ繋げていきます。

4 学校との連携強化

(担当：教育総務課)

学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校、保護司会、岐阜保護観察所等が連携を強化するため、その協力体制の構築に協力します。

【基本方針 2】 支援制度の活用促進

(1) 保健医療・福祉サービスの利用に繋ぐ支援

● 現状認識と課題 ●

矯正施設を出所する場合、福祉的な支援が必要である者は、本人の希望等により、岐阜保護観察所や矯正施設、岐阜県地域生活定着支援センター、その他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行い、保健医療や福祉サービスの支援を受けることができます(特別調整※8)。

しかし、保健医療や福祉サービスを受けられるにもかかわらず、その手続きを行わない者もいるため、地域社会に復帰し自立した社会生活を営むために必要となる保健医療や福祉サービスなど、適切な支援に繋げていくことが大切となります。

● 市の取組 ●

1 総合的に相談できる体制の充実

(担当：福祉課、高齢介護課、子育て支援課、保健センター)

介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスについて、市民が地域において、総合的に相談できる体制の充実を図ります。

2 成年後見制度の利用促進

(担当：高齢介護課、福祉課)

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方が、介護福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理など、地域において自立した生活が送れるよう、成年後見制度の利用の促進を図ります。

※8 特別調整…高齢または障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設、岐阜保護観察所、岐阜県地域生活定着支援センターが連携して行う生活環境の調整です。

(2) 就労に向けた相談・支援

● 現状認識と課題 ●

現状として刑務所に再び入所した者のうち約7割は、再犯時に無職であった者です。また、仕事に就いていない者の再犯者率は、仕事に就いている者の再犯者率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、犯罪をした者等の中には、障がいを抱えていて、就労や就労定着が難しい者が少なからず存在することなどの課題があります。

～再犯防止推進計画（第2 1. 就労の確保等）より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 生活困窮者自立支援事業（※9）による支援 （担当：福祉課）

生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

2 保護司会と連携して行う就労支援 （担当：人事課）

市と保護司会の間で、犯罪をした者等の就労支援に関する協定を平成26年6月に締結しました。

これにより、保護司会が推薦する支援対象者を6か月以内を原則に会計年度任用職員として雇用します。雇用期間を勤勉に終了した場合は、民間企業等への就労を支援するために、支援対象者の求めに応じて勤務状況を記した証明書を交付します。

3 就労を希望する障がい者に対する支援 （担当：福祉課）

就労を希望する障がい者などが抱える課題に応じ、東濃障がい者就業・生活支援センターサテライトt（運営法人：社会福祉法人 陶技学園）や多治見公共職業安定所、東濃基幹相談支援センターと連携しながら、就業や生活面での支援を行います。

※9 生活困窮者自立支援事業…経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的としています。

4 就労継続支援や就労定着支援などによる障がい者への就労支援 (担当: 福祉課)

就労継続支援や就労定着支援などによる障がい者への就労支援を通じ、障がい者の就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導及び助言などの支援を行います。

5 若年者の就労支援 (担当: 産業振興課)

若年者に対しては、ジョブカフェ(※10)等の支援制度に繋ぐことで、年齢、職業適性、保有する資格といった特性に応じた適切な就職相談・職業紹介を行います。

6 協力雇用主の新規開拓 (担当: まちづくり推進課)

犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力するために、保護司会の働きかけによって、平成27年に東濃地区協力雇用主会が発足されました。

今後も、さらにこのような協力雇用主が増加していくよう、その意義などを周知することで新規開拓に努めます。

(3) 住居の確保等

● 現状認識と課題 ●

刑務所満期出所者のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではありません。

～再犯防止推進計画(第2 2. 住居の確保等)より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 公営住宅での受け入れ等 (担当: 生活環境課)

公営住宅の募集状況などについて、市広報紙「広報とき」や市ホームページなどを活用し情報提供を行います。

※10 ジョブカフェ…都道府県が主体的に設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設です。岐阜県では、岐阜県総合人材チャレンジセンターがその役割を担っています。

2 生活困窮者住居確保給付金（※11）の活用 （担当：福祉課）

生活困窮者住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

3 住宅確保が難しい者に対する居住支援 （担当：生活環境課）

岐阜県居住支援協議会（※12）への参加を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい者に対する居住支援について研究を進めます。

（4）小・中学校での支援

● 現状認識と課題 ●

平成28年度の我が国の高等学校進学率は98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校へ進学する状況にありますが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが中学校卒業後に高等学校へ進学していません。

小・中学校における非行の未然防止に向けた取組や非行等に至った児童・生徒のための支援等が重要です。

～再犯防止推進計画（第4 1. 学校等と連携した修学支援の実施等）より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 児童・生徒の立ち直りを支援 （担当：教育総務課）

小・中学校の取組として、問題行動などを起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、岐阜保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー（※13）を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。

※11 生活困窮者住居確保給付金…離職などの理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給する給付金をいいます。

※12 岐阜県居住支援協議会…住宅確保要配慮者への支援のあり方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立しています。

※13 スクールソーシャルワーカー…いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家をいいます。

2 薬物乱用防止講座の実施

(担当:教育総務課)

小・中学校の校長で組織する校長会に保護司会との連携担当を置き、保護司会と連携して小・中学校における薬物乱用防止出前講座を実施し、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。

(5) 薬物依存を有する者への支援

● 現状認識と課題 ●

覚醒剤取締法違反による検挙者数は全国で毎年1万人を超えているほか、新たに刑務所へ入所する者の罪名の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。また、平成28年に出所した者の2年以内再入者率は17.3パーセントですが、そのうち覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入者率は18.7パーセントと高くなっています。

再犯を防止するためには、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができると信じ、病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要です。

～再犯防止推進計画(第3 2. 薬物依存を有する者への支援等)より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 薬物依存に関する治療・支援

(担当:福祉課)

申請に基づき、薬物依存からの回復のために通院医療を受ける際に必要な通院・往診・デイケア・訪問看護・薬代等の医療費について、所得に応じた負担軽減を行います。(自立支援医療(精神通院医療)制度)

2 民間回復支援施設(ダルク(※14))への繋ぎ

(担当:福祉課)

薬物依存症からの回復に向けての取組の中で、場合によっては、民間回復支援施設(ダルク)へ繋ぐことで、継続的な支援を促します。

※14 ダルク…Drug(ドラッグ)Addiction(依存症、行動嗜癖)Rehabilitation(リハビリ)Center(施設)の文字の頭文字をとってDARC(ダルク)といいます。ダルクは「薬物依存症」という病気から回復して、社会復帰を目指すための民間のリハビリ施設です。特徴は創立者から現在のスタッフまで、ほぼ全員が薬物依存症の回復者で運営されているところです。

【基本方針3】 広報・啓発活動の推進

● 現状認識と課題 ●

再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心と理解が得にくいこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

～再犯防止推進計画（第6 2. 広報・啓発活動の推進等）より一部抜粋～

● 市の取組 ●

1 「社会を明るくする運動」 強調月間等における啓発活動の推進

（担当：まちづくり推進課）

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、啓発活動を行っています。

本市では、平成18年度から、7月上旬に保護司会が中心となって、街頭啓発活動を行っており、市内中学校の協力により、一日中学生保護司として生徒が自ら街頭啓発を行い、運動への理解を深めています。

また、保護司会では、平成7年度から市内小・中学生を対象とした「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施し、夏休みの課題として昨年度は500点を超える応募数となっています。

今後も、「社会を明るくする運動」について、市民へ広く周知していきます。

2 保護司会、土岐地区更生保護女性会、土岐地区BBS会等の活動の周知

（担当：まちづくり推進課）

市広報紙「広報とき」や市ホームページなどで、保護司会、土岐地区更生保護女性会、土岐地区BBS会等の更生保護ボランティアの活動について広く周知し、市民の理解の促進に努めます。

3 行政や専門機関等による相談事業の周知等

（担当：まちづくり推進課、福祉課）

行政や専門機関等による相談事業などの周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活に困っていることなどを気軽に相談できるように、保護司会が取り組んでいる「ひまわり相談室」をはじめ、民生委員・児童委員等、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対応する関係機関の周知に努めます。

4 児童・生徒に関する相談窓口の周知 (担当:まちづくり推進課)

非行・犯罪問題の専門機関である少年鑑別所(※15)の専門性を生かし、非行や問題行動の相談を受け、心理検査等の援助を行い、関係機関からの依頼を受けて、相談や講演等に応じる「ぎふ法務少年支援センター(岐阜少年鑑別所)」の周知を図ります。

非行・虐待等の少年に関する相談、不良行為少年・非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「東濃地区少年サポートセンター(多治見警察署内)(※16)」の周知を図ります。

5 薬物依存に関する適切な広報・啓発 (担当:まちづくり推進課)

規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と連携した広報・啓発活動を実施します。

【基本方針4】 その他の施策

● 市の取組 ●

1 地域の見守り活動の推進 (担当:生活環境課)

犯罪の抑止に繋がる取組として、地域の目となる地域防犯ボランティアなどによる見守り活動を推進することなどにより、安全で安心なまちづくりに努めます。

2 地域福祉計画等への対応 (担当:高齢介護課、福祉課)

高齢者や障がい者への福祉的支援は、地域福祉計画などに反映されています。高齢者や障がい者への福祉的支援は、犯罪をした者等であるか否かにかかわらず提供され得るものであり、犯罪をした高齢者や障がい者に対しても確実に支援に繋げることが重要です。そのため、地域福祉計画などの改定に際し、罪を犯した高齢者や障がい者に対する支援を盛り込むことを検討します。

3 刑務作業等への支援 (担当:まちづくり推進課)

受刑者の社会貢献意識の高揚に繋げるため、矯正施設等が行う刑務作業製品の販売等への支援を検討します。

※15 少年鑑別所…家庭裁判所等の求めにより、少年の心身の鑑別、観護処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。

※16 東濃地区少年サポートセンター…少年問題に関する専門組織であり、多治見警察署に設置しています。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関などとの情報交換や意見交換などを行っています。

第5章 計画の推進体制

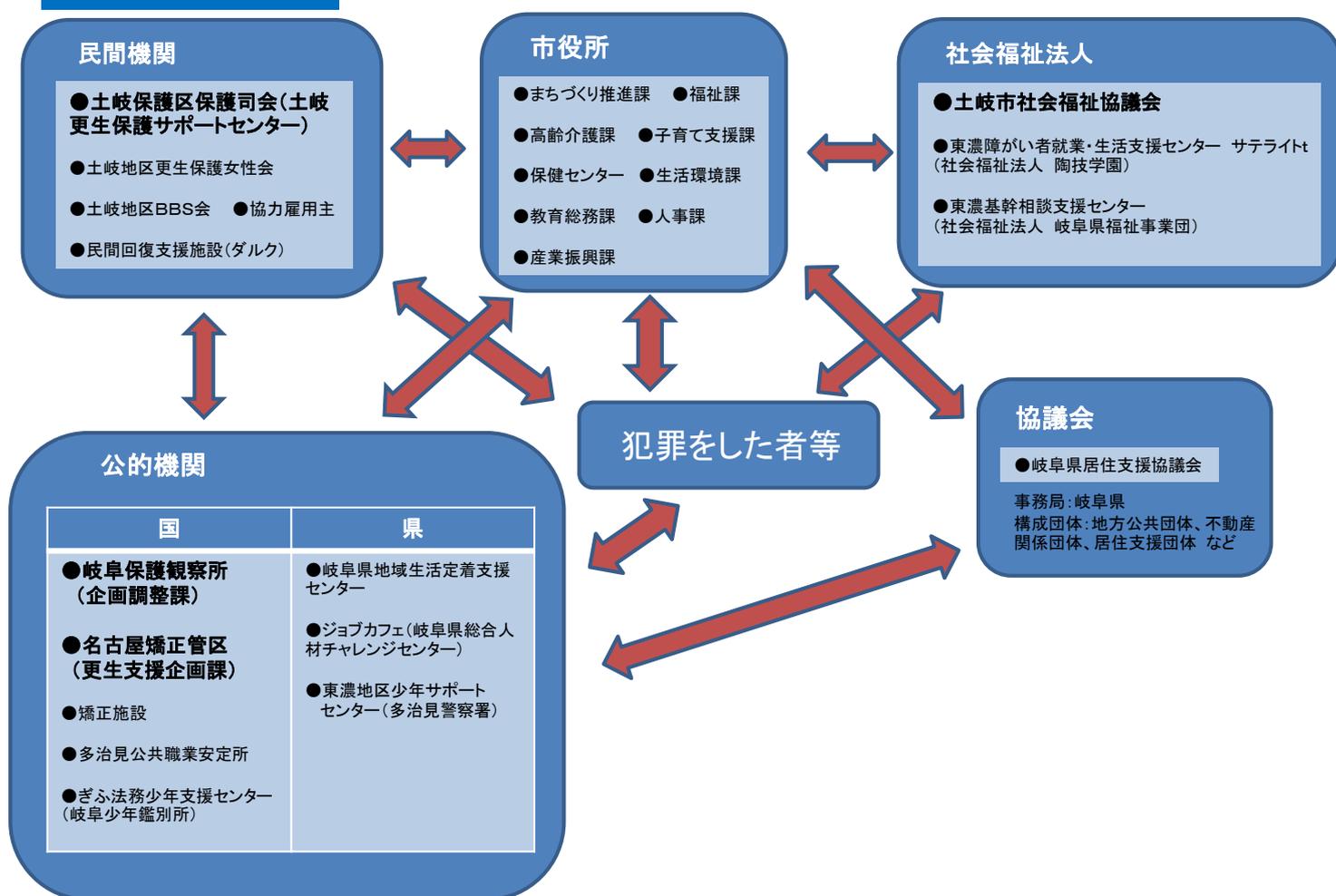
本計画を推進するため、「土岐市再犯防止推進連絡会」を設置します。この連絡会では、岐阜保護観察所・名古屋矯正管区の技術的指導を受けながら、直面する課題や今後の取組の方向性などについて検討します。なお、今後の社会情勢の変化等に応じ、構成メンバーを変更・追加していきます。

構成メンバー：まちづくり推進課（事務局） 福祉課 高齢介護課 子育て支援課
 保健センター 生活環境課 教育総務課 人事課 産業振興課
 土岐市社会福祉協議会 土岐保護区保護司会
 岐阜保護観察所 名古屋矯正管区

また、支援が必要なケースが実際に発生した際には、そのケースに応じて関係する支援機関等を集めたケース会議を別途実施します。

このように、市の担当課と支援機関等が連携を強化することで、犯罪をした者等へのバックアップがより適正かつ迅速に行えるようになります。

支援機関等相関図



参 考

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日号外法律第104号 抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。